

～畜産業を営む経営者の皆様へ～

補助事業・交付金・制度資金の利用にあたり、

飼養衛生管理基準の遵守が要件となりました。

<ポイント>

- 補助事業・交付金・制度資金の一部で申請の際に「**飼養衛生管理基準遵守状況の確認**」が必要となります注)。
- 飼養衛生管理基準の不遵守がある場合は、改善すべき事項、具体的な改善方法及び改善すべき期限を明確化した改善方針が必要です。

注) 国内の疾病発生状況等を踏まえ、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥の所有者が対象です(牛、水牛、めん羊、山羊又は馬は、当面の間は対象外)。

<遵守を要件とする補助事業・交付金・制度資金> (令和4年度)

補助事業

畜産クラスター事業(施設整備事業、機械導入事業、経営継承事業) /
新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業 /
特定地域経営支援対策事業 / 経営継承・発展等支援事業 /
農業信用保証保険基盤強化事業 / 農業経営継承保証保険支援事業

交付金

消費・安全対策交付金(ハード事業) / 農地利用効率化等支援交付金 /
強い農業づくり総合支援交付金(家畜飼養管理施設、家畜改良増殖関連施設)

制度資金(主なもの)

畜産経営体質強化支援資金 / 家畜疾病経営維持資金 / 畜産特別資金 /
農業経営改善促進資金 / 農業経営負担軽減支援資金 / 農業近代化資金 /
公庫資金(畜産経営環境調和推進資金、農業経営基盤強化資金、農林漁業セーフティネット資金等)

各種補助事業・交付金・制度資金についてのお問い合わせは

各担当窓口へお願いします。

家畜の病気等についてのお問い合わせは家畜保健衛生所をお願いします。

山梨県西部家畜保健衛生所：電話0551-22-0771 / FAX 0551-22-6728